刃物・護身用品等の購入に関する告知

製品へのご理解について

刃物や護身用品は、危険物であることから銃刀法（銃砲刀剣類所持等取締法）、軽犯罪法等で所持や携帯が規制されています。取扱い・使用に関しては十分に注意した上での利用をお願いします。

危険物の所持について

銃刀法により一部危険物は所持することが禁じられていますが、自宅や事務所などで刃物や護身用品を所持することは認められています。

種類	所持可否	対象法律	詳細
刀剣（武器）	×	銃刀法	刃渡り15cm以上の刀、やり及びなぎなた、 刃が5.5cm以上ある剣、飛び出しナイフなど
刃物（日常利用）	○	-	ナイフ、包丁、はさみ、斧、ナタなど日常やアウトドアで 使用するもの
護身用品	○	-	催涙スプレーなど

危険物の携帯について

所持が認められているものでも、正当な理由なく携帯することは 法律（銃刀法・軽犯罪法）で禁止されています。

● 正当な理由がないと携帯できない製品

種類	銃刀法	軽犯罪法
刃物	刃体の長さが6cmを超える物 ※刃体の長さが8cm以下のはさみ、 折りたたみ式のナイフなどは携帯可	全製品
護身用品	-	全製品

● 正当な理由として、社会通念上相当な理由が存在する必要があります。 ※各諸事情を含めて総合的に判断されます。

種類	正当性	詳細
刃物	○	・登山、キャンプや釣りなどアウトドアアクティビティで使うための携帯 ・店で購入して自宅に持ち帰るまでの携帯
	×	・マルチツールナイフのように多機能な刃物を「何かの時に便利だから」と携帯 ・「何かあると困るから」などの理由で護身用に携帯
護身用品	○	・アウトドアフィールドで周囲にすぐに救助を求められないと想定されるような場所に行くときに、暴漢対策のために携帯 ・店で購入して自宅に持ち帰るまでの携帯
	×	・必要性もないのに、人が多数集まる場所などで護身用品を隠して携帯

正当な理由があって携帯する場合も、現場に着くまでは厳重に梱包などして携帯することが必要です。

● 正当な理由に当たらないと判断され、法律違反となった場合の罰則

【銃刀法】2年以下の懲役または30万円以下の罰金　　**【軽犯罪法】**拘留または科料

未成年者への販売について

未成年者（18歳未満）への刃物・護身用品の販売を自粛しています。保護者が同伴の場合のみ販売いたします。

お買い上げ品のレシート所持について

お買い上げ品とレシートはご購入後、帰宅するまで所持してください。
帰宅途中に警察から職務質問を受けた際、携帯している事の正当な理由にあたる証明となるためです。